第５章　計画の推進

第１節　各主体の役割

本計画を着実に推進し、目指す姿を実現していくためには、県が施策を実施するだけではなく、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場に応じて自主的、積極的に取組を進める必要があります。

また、全ての主体はお互いに協力し合い、持続可能な地域づくりに向けた行動を取ることが必要です。

本計画を着実に推進するために各主体及び県の果たすべき役割は、次のとおりです。

１　県民

我々の日常生活は、直接的、間接的に環境へ負荷を与えており、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の一因になっています。

これは、制度的、技術的な面から環境の保全を図るだけではなく、県民一人ひとりが、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、環境負荷を減らすことが、地域の環境や地球環境の保全に貢献する第一歩となることを示しています。このことを県民一人ひとりが認識し、日常生活において、できるだけ自主的・積極的に環境に配慮した行動が求められています。

このため、県民は、地域の環境を担う主体として、事業者、県及び市町等と連携・協働しながら、環境保全に向けた取組を推進するとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。

２　事業者

事業者は、事業活動が及ぼす環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に取り組むとともに、深刻化する地球温暖化問題などの課題に対応した事業活動を行うことが求められています。

このため、事業者には自主的・積極的に環境に配慮した事業活動を実施していくことが必要です。特に、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品・サービスの提供などにより、新たなビジネスチャンス・市場拡大チャンスを得ていくことが期待されます。

また、事業者としての社会的責任を認識し、県民、県及び市町等との連携を深め、地域の一員として環境保全に向けた取組を推進することが期待されます。

３　行政

(1) 市町の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が非常に重要であり、地域住民と距離が最も近い市町には、地域の住民、事業者、民間団体等への支援や活動の促進など、地域に密着した施策の推進が求められています。

このため、市町には、住民、事業者、民間団体及び県等との連携・協働のもと、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する方針を提示し、各主体の行動の促進等につながる施策を展開することが期待されます。

また、事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行することが期待されます。

(2) 県の役割

県は、本計画に掲げる基本理念、目指す姿を実現するために、広域的な取組を推進し、県民、事業者及び市町等の各主体間の連携促進や取組を支援し、その活動の仕組みづくりに努める役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、本計画を着実に推進するとともに、各種の課題や分野に応じた個別の計画等を策定することにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

なお、施策の推進に当たっては、県民、事業者、民間団体、市町、国及び関係府県等と連携・協働し、本計画に定める各種の環境の保全及び創造に関する施策の方向に基づき、具体的な取組を展開していきます。

また、県は事業者・消費者という立場からも、環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

第２節　計画の進行管理

○　計画の実効性を確保するためには、常に県民、事業者等との密接な相互連携や県内各市町、関係部局と連携を図り、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。

○　計画に掲げられた基本理念、計画の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、必要な見直しを継続的に行っていくことが重要であり、ＰＤＣＡサイクル（計画の策定（Plan）⇒計画の実施（Do）⇒事業の実施状況の点検・評価（Check）⇒事業内容等の改善・見直し等（Action））によるマネジメントを一層強化していきます。

○　施策の成果を客観的に把握するため、成果指標を設定し、併せて、現況値の把握を行い、環境の状況を客観的に把握するため、参考指標を設定します。

○　また、年度ごとに、各施策や事業の取組状況及び環境の状態を把握し、計画の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、環境白書やホームページ等を活用して広く県民等に公表し、意見・提言を求めます。

○　さらに、新たな国の動向など社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。